

「TOYAMA ONE Wallet」加盟店募集調整業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「TOYAMA ONE Wallet」加盟店募集調整業務（以下、「本業務」という。）

2 委託業務の目的

「TOYAMA ONE Wallet」事業の新たな加盟店の募集、及び既存加盟店に対し調整や連絡を行い、決済可能店舗の増加によるデジタル地域ポイント事業の促進、物価高対策への支援・データの利活用を通じた県民サービスの向上を図るもの。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 定義

(1) 利用者

富山県公式地域ポイント決済アプリ「TOYAMA ONE Wallet」（以下、「アプリ」という）の利用者

(2) 加盟店

アプリを活用したデジタル地域ポイント等の決済可能店舗 等

(3) 実施主体

アプリを活用したデジタル地域ポイント等の発行元団体 等

5 委託業務の内容

(1) 新規加盟店の募集

- ・ 県と調整して、「案内状」、「募集要項」、「加盟店規約」、「申込兼誓約書」を作成すること。
- ・ 以下の（ア）～（ウ）について募集活動を実施し、加盟店を新たに500店舗増やすことを目指すこと。なお、募集活動とは、「案内状」、「募集要項」、「加盟店規約」、「申込兼誓約書」等を店舗へ送付し、店舗が記入した「申込兼誓約書」を回収することをいう。

（ア）県内に広く店舗を展開しているコンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア、家電量販店、飲食店など

※ 統括本部へ依頼する等、なるべく県下全域で加盟してもらえるよう工夫すること。

（イ）県内各経済団体等に所属する店舗

※ 県において、特別の許しを得たうえで提供するリストに基づき、募集することを想定している。

※ 経済団体は、県内の商工会議所、商工会等を想定している。

(ウ) その他、受注者において独自に募集した県内に所在する店舗（小売店、飲食店）

- ・ 上記（ア）、（ウ）は、募集する前に、募集活動を実施予定の店舗の一覧である「候補店舗リスト」を作成の上、県に提出し、県の事前の許可を得ること。
- ・ なお、暴力団等反社会勢力との関係を有する施設、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に該当する店舗、その他本事業の趣旨及び目的から適切ではないと県が判断した店舗は、加盟店の対象外とする。
- ・ 募集方法は、原則、郵送、FAX、電子メール、電子フォームのいずれかとする。ただし、必要に応じて、電話や訪問を行い、募集に際し店舗側の疑念や負担を極力減らすよう努めること。
- ・ 加盟店は、なるべく県下全域において確保すること。

(2) 既存加盟店への調整

- ・ 県と調整して、「案内状」、「申込兼誓約書」を作成すること。
- ・ TOYAMA ONE Walletに現在登録している既存加盟店に対し、今後、実施主体が実施する各ポイント事業の対象店舗となっただけのよう調整を行う。なお、調整とは、「案内状」、「加盟店規約」、「申込兼誓約書」等を送付し、既存加盟店が記入した「申込兼誓約書」を回収することをいう。
- ・ 既存加盟店数は、2,000店。
- ・ 調整方法は、原則、郵送、FAX、電子メール、電子フォームのいずれかとする。ただし、必要に応じて、電話や訪問を行い、調整に際し店舗側の疑念や負担を極力減らすよう努めること。

(3) 本業務に係る店舗対応

- ・ 上記（1）、（2）に係る各店舗からの問合せに対応すること。
- ・ 対応時間は平日9時～17時とする。
- ・ 対応方法は、原則、電話もしくは電子メールとする。

(4) 加盟店リストの作成・県への提供など

- ・ 上記（1）、（2）について、それぞれ回収した「申込兼誓約書」を基にリストを作成し、県へ提出すること。
- ・ 上記（3）の対応実績のリストを作成し、県へ提出すること。

(5) ミーティング

- ・ 県及び県が指定するアプリの運用保守事業者との定例ミーティングを原則、週1回実施すること。
- ・ その他、県が必要と認めた場合は、臨時のミーティングを実施すること。

(6) その他

- ・ 上記(1)の募集に関しては、(ア)を優先的に募集し、次に(イ)、最後に(ウ)とする。
- ・ 応募のあった全ての店舗に留意事項、運営方法等が周知されるよう努めること。
- ・ 新規加盟店の申込時には、商取引なく電子地域通貨を流通させない等、不正使用をしない旨の誓約を義務付けること。
- ・ 本業務に係る店舗、県民からの問合せ、相談には、誠実かつ真摯に対応し、回答、解決を目指すこと。
- ・ 店舗や県民に損害を与えかねない事案等、県が特に重要と判断した事案に対しては、県の指示に従い、誠心誠意対応し、可及的速やかに解決を図ること。
- ・ その他、必要な事項については県と協議して決定すること。

6 スケジュール

- ・ 上記「5 委託業務の内容」について、契約締結の日の翌日から起算して、2か月間行う。
- ・ ただし、
 - 上記5(1)については、募集活動数が500店舗の8割未満の場合
 - 上記5(2)については、調整数が2,000店舗の9割未満の場合県は本契約の範囲内において、期間を延長できるものとする。

7 実施体制

- ・ 業務実施体制を明確にし、主として指揮・監督を行う者を業務主任担当者として選任すること。
- ・ 受注者は本業務を実施する体制が十分に整っていること。また、本業務と類似の業務実績が豊富であること。

8 進捗管理

- ・ 業務主任担当者は、計画に基づき業務が行われるよう、進捗管理を行うこととし、定期的又は必要に応じて開催するミーティングにおいて報告をすること。また、ミーティングや打合せ等を行った場合、その内容は議事録として記録し、速やかに県へ報告すること。

9 機密保持

- ・ 受注者は、富山県庁情報セキュリティポリシー、富山県庁情報セキュリティ対策基準、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びそ

の他の関連法令等を遵守すること。これらの法令等に抵触する行為または事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、県及び実施主体に報告し、県及び実施主体の指示のもと、速やかに対応すること。

- ・ 受注者は、業務遂行上知り得た個人情報及び県もしくは実施主体の機密事項（以下、「個人情報等」という）について、本業務の実施に関連する目的のみに利用するものとし、契約履行期間中または契約終了後を問わず第三者に漏えいしないこと。
- ・ 受注者は、本業務に係る個人情報等にアクセスできる受注者側の職員を限定し、氏名を体制図に記載すること。また、当該職員に秘密保持に係る誓約書を記載させ、写しを県に提出すること。
- ・ 体制図に記載のない職員が、個人情報等にアクセスする場合は、事前に県の下承を得ること

10 留意事項

- ・ 本業務に係る人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用等の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。
- ・ 受注者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- ・ 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要を生じた場合、受注者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- ・ 受注者は、本仕様書に定めのない事項が発生した場合及び疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- ・ 受注者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。
- ・ 受注者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- ・ 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得たときは、この限りではない。なお、県の承諾を得る場合は、再委託先の概要、体制、責任者及び業務内容を明記の上、事前に書面にて県に申請しなければならない。
- ・ 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- ・ 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- ・ 本業務における委託料は、原則、委託期間終了時の検収後、まとめて請求し支払うものとする。

11 検収条件

- ・ 「業務完了報告書」を提出し、県の確認をもって検収とする。